

保 発 第 1225007 号
平成 20 年 12 月 25 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）第一条第一項、附則第四条第一項及び同項の表中第一号並びに附則第六条第一項第二号の規定に基づき、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格を別紙のとおり定めたので通知する。

この通知は、歯科について光ディスク等を用いた費用の請求に関する取扱いを定めたことによるものである。

なお、これに伴い、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について」（平成 20 年 5 月 1 日付け保発第 0501002 号）は廃止する。



「別紙」

電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格

〔平成20年12月25日〕
厚生労働大臣

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第一条第一項、附則第四条第一項本文及び同項の表中第一号並びに附則第六条第一項第二号の規定に基づき、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格を定め、平成21年1月1日より適用する。

- (別添1-1) オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（医科用）
 - (別添1-2) オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（DPC用）
 - (別添1-3) オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（調剤用）
 - (別添1-4) 光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（歯科用）
 - (別添2-1) オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（医科用）
 - (別添2-2) オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（DPC用）
 - (別添2-3) オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（調剤用）
 - (別添2-4) 光ディスク等による請求に係る標準仕様（歯科用）
 - (別添 3) オンライン又は光ディスク等による請求に係る傷病名コード（医科用・DPC用・歯科用）
 - (別添 4) オンライン又は光ディスク等による請求に係る修飾語コード（医科用・DPC用・歯科用）
 - (別添 5) オンライン又は光ディスク等による請求に係る診療行為コード（医科用・DPC用・歯科用）
 - (別添 6) オンライン又は光ディスク等による請求に係る医薬品コード（医科用・DPC用・調剤用・歯科用）
 - (別添 7) オンライン又は光ディスク等による請求に係る特定器材コード（医科用・DPC用・調剤用・歯科用）
 - (別添 8) オンライン又は光ディスク等による請求に係るコメントコード（医科用・DPC用・調剤用・歯科用）
 - (別添 9) オンライン又は光ディスク等による請求に係る調剤行為コード（調剤用）
 - (別添10) 光ディスク等による請求に係る歯式コード（歯科用）
 - (別添11) 光ディスク等による請求に係る歯科診療行為コード（歯科用）
- *別添1～11は、HP「診療報酬情報提供サービス」にて掲載